

**令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）**

目 次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	5
(6) 都道府県への報告	5
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	6
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	6
(2) 施設・事業所の状況	7
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	10
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	11
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報者	12
(3) 事実確認の状況	13
(4) 事実確認の結果	13
(5) 虐待の発生要因	14
(6) 虐待の内容	15
(7) 被虐待高齢者の状況	16
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	18
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	19
(10) 虐待等による死亡事例	21
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	26
5. クロス集計等分析結果表等	28

調査の概要

【調査目的】

令和6年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,741市町村（特別区を含む。）及び47都道府県を対象に、令和6年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和5年度以前に相談・通報があり、令和6年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - （1）相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - （2）事実確認の状況と結果
 - （3）虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - （1）相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - （2）事実確認の状況と結果
 - （3）虐待の種別・類型
 - （4）被虐待高齢者の状況
 - （5）虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

令和6年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、3,633件であった。令和5年度は3,441件であり、192件（5.6%）増加した。

表1 相談・通報件数

	令和6年度	令和5年度	増減
件数	3,633	3,441	192（5.6%）

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（令和6年度内）

北海道	142	東京都	462	滋賀県	48	香川県	38
青森県	31	神奈川県	276	京都府	66	愛媛県	43
岩手県	20	新潟県	56	大阪府	314	高知県	22
宮城県	32	富山県	25	兵庫県	206	福岡県	117
秋田県	19	石川県	30	奈良県	41	佐賀県	25
山形県	14	福井県	12	和歌山県	47	長崎県	37
福島県	54	山梨県	31	鳥取県	11	熊本県	78
茨城県	48	長野県	39	島根県	18	大分県	19
栃木県	34	岐阜県	45	岡山県	38	宮崎県	39
群馬県	48	静岡県	66	広島県	91	鹿児島県	57
埼玉県	239	愛知県	263	山口県	39	沖縄県	37
千葉県	150	三重県	56	徳島県	10	合計	3,633

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計4,079人に対して、「当該施設職員」が27.4%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が18.2%、「家族・親族」が14.6%、「当該施設元職員」が8.6%であった。なお、「本人による届出」は2.5%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数3,633件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等当該施設管理者	（医療機関従事者 （医師含む）	介護支援専門員	談介護サービス相
人数	102	596	1,119	349	741	107	141	25
割合(%)	2.5	14.6	27.4	8.6	18.2	2.6	3.5	0.6
(参考)	76	595	1,125	293	654	112	135	14
令和5年度	1.9	15.2	28.7	7.5	16.7	2.9	3.4	0.4

(続き)

	ン地域 ー包括 職員支 援セ	職社会 員福祉 協議会	体国民 連健康 保険団	絡都道 道府県 から連	警察	その他	む不明 (匿名を 含)	合計
人数	112	17	2	68	95	376	229	4,079
割合(%)	2.7	0.4	0.0	1.7	2.3	9.2	5.6	100.0
(参考)	119	6	3	82	72	426	205	3,917
令和5年度	3.0	0.2	0.1	2.1	1.8	10.9	5.2	100.0

(3) 事実確認の状況 (表4～表7)

令和6年度において「事実確認を行った事例」は3,495件、「事実確認を行っていない事例」は499件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が1,216件、虐待の「事実が認められなかった」が1,550件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が729件であった。

また、事実確認の方法は、「高齢者虐待防止法第24条に老人福祉法第5条の4を併用した調査協力依頼」が81.6%、「監査(立入検査等)」が19.1%、「運営指導(介護保険法第23・24条)」が16.2%であった(複数回答形式)。

一方、「事実確認を行っていない事例」の499件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が144件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が166件、「都道府県へ事実確認を依頼」が10件、「その他」が179件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は5日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は43.5日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和6年度内に通報・相談)		割合(%)
		(うち令和6年度内に通報・相談)	(うち令和5年度以前に通報・相談)	
事実確認を行った事例	3,495	(3,150)	(345)	(87.5)
事実が認められた	1,216	(1,066)	(150)	[30.4]
事実が認められなかった	1,550	(1,414)	(136)	[38.8]
虐待の有無の判断に至らなかった	729	(670)	(59)	[18.3]
事実確認を行っていない事例	499	(483)	(16)	(12.5)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	144	(142)	(2)	[3.6]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	166	(155)	(11)	[4.2]
都道府県へ事実確認を依頼	10	(10)	(0)	[0.3]
その他	179	(176)	(3)	[4.5]
合計	3,994	(3,633)	(361)	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計。

表5 事実確認の方法(複数回答)

	件数	割合(%)
監査(立入検査等):報告徴収、質問、立入検査	668	19.1
運営指導(介護保険法第23・24条)	565	16.2
高齢者虐待防止法第24条に老人福祉法第5条の4を併用した調査協力依頼	2,852	81.6

(注)割合は事実確認を行った事例3,495件に対するもの。

表6 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	1,076	254	144	419	466	320	215	601	3,495

中央値5日

表7 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	90	28	8	48	77	78	80	807	1,216

中央値43.5日

(4) 虐待の発生要因 (表8)

「虐待を行った職員の課題」区分に含まれる項目が上位を占め、同区分内「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が75.9%で最も多く、次いで「職員の倫理観・理念の欠如」が64.3%、「職員のストレス・感情コントロール」が62.5%、「職員の性格や資質の問題」が62.0%、続いて「組織運営上の課題」区分内の「職員の指導管理体制が不十分」が61.9%であった。

表8 虐待の発生要因 (複数回答)

		件数	割合(%)
運営法人(経営層)の課題	経営層の現場の実態の理解不足	526	43.1
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	391	32.0
	業務環境変化への対応取組が不十分	373	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	247	20.2
	不安定な経営状態	75	6.1
	その他	32	2.6
組織運営上の課題	職員の指導管理体制が不十分	755	61.9
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	676	55.4
	チームケア体制・連携体制が不十分	657	53.9
	職員研修の機会や体制が不十分	552	45.2
	職員が相談できる体制が不十分	521	42.7
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	461	37.8
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	461	37.8
	事故や苦情対応の体制が不十分	342	28.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	337	27.6
	介護方針の不適切さ	282	23.1
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	222	18.2
	その他	49	4.0
虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	926	75.9
	職員の倫理観・理念の欠如	785	64.3
	職員のストレス・感情コントロール	763	62.5
	職員の性格や資質の問題	756	62.0
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	717	58.8
	職員の業務負担の大きさ	499	40.9
	待遇への不満	142	11.6
	その他	28	2.3
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	653	53.5
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	613	50.2
	意思表示が困難	433	35.5
	職員に暴力・暴言を行う	205	16.8
	他の利用者とのトラブルが多い	102	8.4
	医療依存度が高い	100	8.2
	その他	87	7.1

(注)都道府県が直接把握した事例を含む1,220件に対するもの。

「その他」には、「運営法人(経営層)の課題」では、経営層の知識・意識や運営方針、人材不足など、
「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など、
「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など、
「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

(5) 過去の指導等（表9）

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は17.5%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は22.3%であった。

指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運用等に関するもののほか、人員基準違反等に関する指導、記録整備等に関する内容であった。

表9 当該施設等への過去の指導等の有無

		令和6年度	(参考) 令和5年度
当該施設等における過去の虐待あり	件数	214	215
	割合(%)	17.5	19.1
当該施設等に対する過去の指導等あり	件数	272	296
	割合(%)	22.3	26.4

(注)割合は、虐待判断件数(令和6年度1,220件、令和5年度1,123件)に対するもの。

(6) 都道府県への報告（表10）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）3,495件のうち、1,244件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が1,216件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した」が28件であった。

表10 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	1,244 件
虐待の事実が認められた	1,216 件
都道府県に事実確認を依頼した	28 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表11）

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」28件について事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が1件、「虐待ではないと判断した事例」が5件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」は16件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が6件であった。

表11 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	28 件
虐待の事実が認められた	1 件
虐待ではないと判断した	5 件
虐待の有無の判断に至らなかった	16 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	6 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表 12）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 19 件あり、都道府県が事実確認を行った結果「虐待の事実が認められた事例」が 3 件、「虐待ではないと判断した事例」が 5 件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」が 7 件であった。

表 12 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	19 件
虐待の事実が認められた	3 件
虐待ではないと判断した	5 件
虐待の有無の判断に至らなかった	7 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	1 件
事実確認を行わなかった	3 件

なお、高齢者の死亡事例は 5 件（5 人）であった。

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数（表 13、表 14）

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む）が 1,216 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 1 件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 3 件であり、これらを合わせた総数は 1,220 件であった。これを都道府県別にみると表 14 のとおりである。

表 13 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
令和6年度	1,216	1	3	1,220
令和5年度	1,114	3	6	1,123
増減	102 (9.2%)	-2 (-66.7%)	-3 (-50.0%)	97 (8.6%)

表 14 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(令和6年度内)

北海道	47	東京都	212	滋賀県	19	香川県	7
青森県	10	神奈川県	65	京都府	14	愛媛県	22
岩手県	5	新潟県	23	大阪府	122	高知県	7
宮城県	7	富山県	6	兵庫県	61	福岡県	52
秋田県	5	石川県	6	奈良県	8	佐賀県	9
山形県	5	福井県	3	和歌山県	21	長崎県	22
福島県	16	山梨県	10	鳥取県	6	熊本県	36
茨城県	13	長野県	8	島根県	5	大分県	5
栃木県	14	岐阜県	13	岡山県	18	宮崎県	13
群馬県	14	静岡県	20	広島県	32	鹿児島県	27
埼玉県	66	愛知県	51	山口県	12	沖縄県	22
千葉県	50	三重県	10	徳島県	1	合計	1,220

以下、虐待の事実が認められた 1,220 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の状況（表 15、表 16）

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 28.9%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 28.4%、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が 14.8%、「介護老人保健施設」が 8.9%の順であった。

また、事実確認時における虐待の事実が認められた施設・事業所の虐待防止に関する取組状況は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」が 81.9%で最も多く、次いで「虐待防止委員会の設置」が 78.4%、「虐待防止に関する指針の整備」が 77.0%の順であった。

表 15 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護
						住宅型	介護付き	
件数	352	108	10	181	346	(207)	(139)	35
割合(%)	28.9	8.9	0.8	14.8	28.4	(17.0)	(11.4)	2.9
	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅支援等	その他	合計
件数	6	15	45	49	48	6	19	1,220
割合(%)	0.5	1.2	3.7	4.0	3.9	0.5	1.6	100.0

表 16 当該施設・事業所の虐待防止に関する取組状況

	件数	割合(%)
管理者の虐待防止に関する研修の受講	779	63.9
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	999	81.9
虐待防止委員会の設置	956	78.4
虐待防止に関する指針の整備	939	77.0
虐待防止措置を実施するための担当者の配置	842	69.0

(注)割合は虐待の事実が認められた1,220件に対するもの。

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 64 件を除く 1,156 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、1,156 件の事例において特定された被虐待高齢者数は 2,248 人であった。

ア. 虐待の種別（表 17）

虐待の種別（複数回答）は「身体的虐待」が 51.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 27.7%、「介護等放棄」が 25.7%、「経済的虐待」が 10.3%、「性的虐待」が 3.4%であった。

表 17 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	(うち身体的拘束等)	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	1,149	(495)	577	622	76	232
割合(%)	51.1	(22.0)	25.7	27.7	3.4	10.3

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった64件を除く1,156件における被虐待高齢者の総数2,248人に対する集計(表18～24も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数2,248人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表 18）

被虐待高齢者 2,248 人のうち「身体拘束あり」が 22.0%、「身体拘束なし」が 78.0%であった。

表 18 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
495 人 (22.0%)	1,753 人 (78.0%)	2,248 人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 19）

虐待の程度（深刻度）の割合では、「1（軽度）」が 46.9%と最も多く、次いで「2（中度）」が 45.2%、「3（重度）」が 5.6%、「4（最重度）」が 2.3%の順であった。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 1,400 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 2,248 人と一致しない。

表 19 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合(%)
1(軽度)	656	46.9
2(中度)	633	45.2
3(重度)	79	5.6
4(最重度)	32	2.3
合計	1,400	100.0

（４）被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 20）

「男性」が 27.4%、「女性」が 72.4%と、全体の約 7 割が「女性」であった。

表 20 被虐待高齢者の性別

男性	女性	その他または不明	合計
617 人 (27.4%)	1,627 人 (72.4%)	4 人 (0.2%)	2,248 人 (100.0%)

イ. 年齢 (表 21)

「85～89 歳」が 23.2%と最も多く、次いで「90～94 歳」が 22.7%、「80～84 歳」が 16.0%、「95～99 歳」が 12.9%であった。

表 21 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	43	63	105	215	360	521	511	290	44	96	2,248
割合(%)	1.9	2.8	4.7	9.6	16.0	23.2	22.7	12.9	2.0	4.3	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 22～表 24)

「要介護 4」が 29.0%と最も多く、次いで「要介護 5」が 23.4%、「要介護 3」が 21.9%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 74.3%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は 75.3%（「認知症の有無が不明」を除いた場合 90.9%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 56.5%であった。

表 22 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	31	1.4
要支援1	15	0.7
要支援2	23	1.0
要介護1	136	6.0
〃 2	231	10.3
〃 3	492	21.9
〃 4	652	29.0
〃 5	527	23.4
不明	141	6.3
合計	2,248	100.0
(再掲)要介護3以上	(1,671)	(74.3)

表 23 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	72	3.2
認知症日常生活自立度Ⅰ	97	4.3
〃 Ⅱ	388	17.3
〃 Ⅲ	658	29.3
〃 Ⅳ	257	11.4
〃 M	36	1.6
認知症はあるが自立度は不明	354	15.7
認知症の有無が不明	386	17.2
合計	2,248	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(1,693)	(75.3)

【参考】「認知症の有無が不明」を除いた場合の「自立度Ⅱ以上」の割合
90.9%

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 24 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合(%)
自立	45	2.0
日常生活自立度(寝たきり度) J	56	2.5
〃 A	418	18.6
〃 B	625	27.8
〃 C	228	10.1
不明	876	39.0
合計	2,248	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(1,271)	(56.5)

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 153 件を除く 1,067 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、1,067 件の事例において特定された虐待者数は 1,409 人であった。

ア. 年齢（表 25）

「30～39 歳」が 17.9%と最も多く、次いで「50～59 歳」が 17.5%、「40～49 歳」が 15.8%、「60 歳以上」が 11.8%、「30 歳未満」が 9.7%であった。

表 25 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	137	252	222	247	166	385	1,409
割合(%)	9.7	17.9	15.8	17.5	11.8	27.3	100.0

イ. 職種（表 26）

「介護職」が 81.3%、「看護職」が 7.9%、「施設長」が 2.6%、「管理職」が 2.4%であった。

表 26 虐待者の職種

	介護職	(内訳)(※)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	1,145	(443)	(262)	(440)	112	34	37
割合(%)	81.3	(38.7)	(22.9)	(38.4)	7.9	2.4	2.6
	経営者・開設者	その他	不明	合計			
人数	14	45	22	1,409			
割合(%)	1.0	3.2	1.6	100.0			

ウ. 性別（表 27）

「男性」が 53.5%、「女性」が 43.6%であった。

表 27 虐待者の性別

男性	女性	その他または不明	合計
754 人 (53.5%)	614 人 (43.6%)	41 人 (2.9%)	1,409 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 28～表 31）

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 1,460 件（令和 5 年度以前に虐待と判断して令和 6 年度に対応した 240 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 189 件、「改善勧告」が 78 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 1 件、「改善命令」が 14 件、「指定の効力停止」が 24 件、「指定の取消」が 1 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 96 件、「改善命令」が 16 件、「事業の制限、停止、廃止」及び「認可取消」が 0 件であった。

表 28 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	189 件
改善勧告	78 件
改善勧告に従わない場合の公表	1 件
改善命令	14 件
指定の効力停止	24 件
指定の取消	1 件

表 29 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	96 件
改善命令	16 件
事業の制限、停止、廃止	0 件
認可取消	0 件

（注）1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 867 件、「改善計画提出依頼」が 910 件、「従事者等への注意・指導」が 331 件であった。

表 30 市町村又は都道府県による指導等（複数回答）

施設等に対する指導	867 件
改善計画提出依頼	910 件
従事者等への注意・指導	331 件

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 1,047 件、「勧告等への対応」が 62 件であった。

表 31 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	1,047 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(792 件)
報告徴収等に対する改善	(255 件)
勧告等への対応	62 件
その他	37 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 32、表 33）

令和6年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、41,814件であった。令和5年度は40,386件であり、1,428件（3.5%）増加した。

表 32 相談・通報件数

	令和6年度	令和5年度	増減
件数	41,814	40,386	1,428 (3.5%)

表 33 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（令和6年度内）

北海道	1,131	東京都	4,751	滋賀県	747	香川県	178
青森県	495	神奈川県	3,921	京都府	1,567	愛媛県	393
岩手県	371	新潟県	1,368	大阪府	3,829	高知県	278
宮城県	1,143	富山県	415	兵庫県	2,313	福岡県	1,415
秋田県	209	石川県	421	奈良県	290	佐賀県	142
山形県	291	福井県	244	和歌山県	420	長崎県	308
福島県	554	山梨県	167	鳥取県	114	熊本県	467
茨城県	680	長野県	627	島根県	170	大分県	352
栃木県	438	岐阜県	447	岡山県	619	宮崎県	332
群馬県	340	静岡県	890	広島県	840	鹿児島県	595
埼玉県	1,917	愛知県	2,269	山口県	370	沖縄県	380
千葉県	2,022	三重県	393	徳島県	191	合計	41,814

(2) 相談・通報者（表 34）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計44,107人に対して、「警察」が35.6%で最も多く、次いで「介護支援専門員」が24.4%、「家族・親族」が7.1%、「介護保険事業所職員」が5.7%、「被虐待者本人」が5.3%、「当該市町村行政職員」が4.6%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数41,814件と一致しない。

表 34 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	10,756	2,525	1,993	1,168	564	2,321	3,114	601	2,029	15,709	3,277	50	44,107
割合(%)	24.4	5.7	4.5	2.6	1.3	5.3	7.1	1.4	4.6	35.6	7.4	0.1	100.0
(参考)	10,607	2,512	1,767	1,252	593	2,327	3,209	621	2,165	14,682	3,064	51	42,850
令和5年度	24.8	5.9	4.1	2.9	1.4	5.4	7.5	1.4	5.1	34.3	7.2	0.1	100.0

(3) 事実確認の状況（表 35～37）

令和6年度において「事実確認を行った事例」が40,132件、「事実確認を行っていない事例」が2,880件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った」が141件であり、「訪問調査を行った」が25,660件、「関係者からの情報収集を行った」が14,331件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が2,364件、「後日、事実確認を予定している又は可否を検討中」が516件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった40,130件では0日（即日）であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった17,132件では4日であった。

表 35 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和6 年度内に通 報・相談)	(うち令和5 年度以前に 通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	40,132	38,957	1,175	93.3
立入調査以外の方法により調査を行った	39,991	38,819	1,172	(93.0)
訪問調査を行った	25,660	24,781	879	[59.7]
関係者からの情報収集を行った	14,331	14,038	293	[33.3]
立入調査により調査を行った	141	138	3	(0.3)
警察が同行した	84	82	2	[0.2]
援助要請をしなかった	57	56	1	[0.1]
事実確認を行っていない事例	2,880	2,857	23	6.7
虐待ではなく事実確認不要と判断した	2,364	2,350	14	(5.5)
後日、事実確認を予定している又は可否を検討中	516	507	9	(1.2)
合 計	43,012	41,814	1,198	100.0

表 36 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	23,680	4,600	1,871	4,206	2,950	1,121	516	1,186	40,130

中央値0日(即日)

(注)回答のあった40,130件の事例を集計

表 37 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	5,176	1,474	812	2,216	2,613	1,464	881	2,496	17,132

中央値4日

(注)回答のあった17,132件の事例を集計

(4) 事実確認の結果（表 38、表 39）

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の件数は、17,133件であった。令和5年度は17,100件であり、33件（0.2%）増加した。

表 38 事実確認の結果

	件 数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17,133	42.7
虐待ではないと判断した事例	16,902	42.1
虐待の判断に至らなかった事例	6,097	15.2
合 計	40,132	100.0

表 39 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（令和 6 年度内）

北海道	382	東京都	2,727	滋賀県	421	香川県	92
青森県	223	神奈川県	966	京都府	739	愛媛県	114
岩手県	206	新潟県	417	大阪府	1,460	高知県	131
宮城県	506	富山県	130	兵庫県	782	福岡県	506
秋田県	65	石川県	161	奈良県	124	佐賀県	32
山形県	155	福井県	121	和歌山県	180	長崎県	160
福島県	253	山梨県	103	鳥取県	48	熊本県	213
茨城県	270	長野県	286	島根県	72	大分県	168
栃木県	166	岐阜県	196	岡山県	312	宮崎県	137
群馬県	131	静岡県	429	広島県	422	鹿児島県	158
埼玉県	566	愛知県	1,081	山口県	113	沖縄県	157
千葉県	749	三重県	226	徳島県	77	合計	17,133

(5) 虐待の発生要因（表 40）

虐待が発生した要因として、被虐待者の「認知症の症状」（58.1%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」（57.2%）、「理解力の不足や低下」（49.6%）、「知識や情報の不足」（49.1%）、被虐待者の「身体的自立度の低さ」（48.4%）、虐待者の「介護力の低下や不足」（47.9%）等が挙げられている。

表 40 虐待の発生要因（複数回答）

		件 数	割合(%)
虐待者側の要因	介護疲れ・介護ストレス	9,796	57.2
	理解力の不足や低下	8,498	49.6
	知識や情報の不足	8,420	49.1
	虐待者の介護力の低下や不足	8,214	47.9
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,939	46.3
	精神状態が安定していない	7,712	45.0
	孤立・補助介護者の不在等	6,409	37.4
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ	6,034	35.2
	障害・疾病	5,081	29.7
	障害疑い・疾病疑い	4,294	25.1
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	4,172	24.4
	家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	3,435	20.0
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,952	11.4
	ひきこもり	1,547	9.0
	飲酒の影響	1,480	8.6
	その他	1,321	7.7
	依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	1,274	7.4

(続き)

被虐待者の状況	認知症の症状	9,948	58.1
	身体的自立度の低さ	8,289	48.4
	障害・疾病	6,302	36.8
	精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	6,301	36.8
	排泄介助の困難さ	5,626	32.8
	外部サービス利用に抵抗感がある	3,073	17.9
	障害疑い・疾病疑い	2,245	13.1
家庭の要因	その他	1,070	6.2
	経済的困窮・債務(経済的問題)	5,739	33.5
	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,546	32.4
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,886	22.7
	家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2,880	16.8
その他	その他	605	3.5
	ケアサービスの不足の問題	4,596	26.8
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	946	5.5
	その他	350	2.0

以下、虐待判断件数 17,133 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,133 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,472 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別 (表 41)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 64.1%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 37.2%、「介護等放棄」が 19.7%、「経済的虐待」が 16.4%、「性的虐待」が 0.4%であった。

表 41 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,203	3,441	6,496	69	2,857
割合(%)	64.1	19.7	37.2	0.4	16.4

(注)被虐待高齢者の総数17,472人に対する集計(表42～45も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数17,472人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容 (主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 42）

虐待の程度（深刻度）の割合は、「1（軽度）」が 40.2%と最も多く、次いで「2（中度）」が 37.0%、「3（重度）」が 16.4%、「4（最重度）」が 6.4%を占めた。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 12,600 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 17,472 人と一致しない。

表 42 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合(%)
1(軽度)	5,061	40.2
2(中度)	4,656	37.0
3(重度)	2,071	16.4
4(最重度)	812	6.4
合計	12,600	100.0

（7）被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 43、表 44）

性別では「女性」が 76.0%、「男性」が 24.0%であり、女性が 8 割近くを占めていた。
年齢階級別では「80～84 歳」が 26.4%と最も多かった。

表 43 被虐待高齢者の性別

男性	女性	その他または不明	合計
4,198 (24.0%)	13,274 (76.0%)	0 (0.0%)	17,472 (100.0%)

表 44 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,053	1,956	3,264	4,607	3,918	2,650	24	17,472
割合(%)	6.0	11.2	18.7	26.4	22.4	15.2	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 45）

被虐待高齢者 17,472 人のうち、「要介護認定済み」が 12,840 人（73.5%）であった。

表 45 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合(%)
要介護認定 未申請	3,640	20.8
要介護認定 申請中	636	3.6
要介護認定 済み	12,840	73.5
要介護認定 非該当(自立)	267	1.5
要介護認定 非該当(ただし介護予防・生活支援サービス事業対象者)	67	0.4
不明	22	0.1
合計	17,472	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況（表 46～表 50）

被虐待高齢者のうち、要介護認定者 12,840 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 26.4%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.0%、「要介護 3」が 18.5%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 74.3%（被虐待高齢者全体（17,472 人）の 54.6%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 70.4%であった。

表 46 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援1	815	6.3
要支援2	971	7.6
要介護1	3,395	26.4
〃 2	2,699	21.0
〃 3	2,381	18.5
〃 4	1,633	12.7
〃 5	923	7.2
不明	23	0.2
合計	12,840	100.0
(再掲)要介護3以上	(4,937)	(38.5)

表 47 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立または認知症なし	972	7.6
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,044	15.9
〃 Ⅱ	4,705	36.6
〃 Ⅲ	3,210	25.0
〃 Ⅳ	931	7.3
〃 M	185	1.4
認知症はあるが自立度は不明	509	4.0
認知症の有無が不明	284	2.2
合計	12,840	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(9,540)	(74.3)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」
 の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の
 人数の合計(被虐待高齢者全体の54.6%)

表 48 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	割合(%)
自立	500	3.9
日常生活自立度(寝たきり度) J	2,548	19.8
〃 A	5,398	42.0
〃 B	2,698	21.0
〃 C	941	7.3
不明	755	5.9
合計	12,840	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(9,037)	(70.4)

表 49 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護保険サービスを受けている	10,493	81.7
過去に受けていたが判断時点では受けていない	487	3.8
過去も含めて受けていない	1,810	14.1
不明	50	0.4
合計	12,840	100.0

表 50 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護保険サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
訪問介護	2,553	24.3	86	17.7	2,639	24.0
訪問入浴介護	148	1.4	2	0.4	150	1.4
訪問看護	2,090	19.9	43	8.8	2,133	19.4
訪問リハビリテーション	433	4.1	9	1.8	442	4.0
居宅療養管理・訪問診療	324	3.1	7	1.4	331	3.0
デイサービス	6,383	60.8	240	49.3	6,623	60.3
デイケア(通所リハ)	821	7.8	38	7.8	859	7.8
福祉用具貸与等	2,677	25.5	86	17.7	2,763	25.2
住宅改修	20	0.2	4	0.8	24	0.2
グループホーム	52	0.5	1	0.2	53	0.5
小規模多機能	392	3.7	13	2.7	405	3.7
ショートステイ	1,545	14.7	40	8.2	1,585	14.4
老人保健施設	96	0.9	6	1.2	102	0.9
特別養護老人ホーム	113	1.1	5	1.0	118	1.1
有料老人ホーム・特定施設	44	0.4	5	1.0	49	0.4
介護医療院(介護療養型医療施設)	14	0.1	1	0.2	15	0.1
複合型サービス	0	0.0	0	0.0	0	0.0
定期巡回・随時訪問サービス	49	0.5	1	0.2	50	0.5
その他	253	2.4	15	3.1	268	2.4

(注)割合は、表49の介護サービスを受けている(10,493人)、過去受けていたが判断時点では受けていない(487人)に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 51）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 54.1%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 31.6%であり、85.7%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 51 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	9,446	5,523	2,315	180	8	17,472
割合(%)	54.1	31.6	13.2	1.0	0.0	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 52）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 34.0%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 24.4%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 10.5%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 8.8%、単独世帯が 8.6%の順であった。

表 52 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,498	4,262	5,943	1,828	1,533	2,380	28	17,472
割合(%)	8.6	24.4	34.0	10.5	8.8	13.6	0.2	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 53）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 38.9%と最も多く、次いで「夫」が 23.0%、「娘」が 19.3%の順であった。

なお、1 件の虐待判断事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 17,133 件に対する虐待者の総数は 18,312 人であった。

表 53 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4,216	1,303	7,119	3,533	405	191	415	472	655	3	18,312
割合(%)	23.0	7.1	38.9	19.3	2.2	1.0	2.3	2.6	3.6	0.0	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 54）

「50～59 歳」が 27.3%と最も多く、次いで 60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.9%、70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 15.7%、80～89 歳（「80～84 歳」と「85～89 歳」の合計）が 14.8%、「40～49 歳」が 12.3%の順であった。

表 54 虐待者の年齢

	40歳 未満	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	1,072	2,244	5,005	1,876	1,224	1,232	1,651	1,652	1,064	323	969	18,312
割合(%)	5.9	12.3	27.3	10.2	6.7	6.7	9.0	9.0	5.8	1.8	5.3	100.0

（9）虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 55）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 53.1%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 19.0%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 16.5%であった。

表 55 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
虐待者から分離を行った事例	4,644	19.0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,948	53.1
現在対応について検討・調整中の事例	400	1.6
虐待判断時点で既に分離状態の事例	4,022	16.5
その他	2,372	9.7
合計	24,386	100.0

（注）虐待への対応には、令和5年度以前に虐待と判断して令和6年度に対応した6,914人を含むため、合計人数は令和6年度の虐待判断事例における被虐待高齢者17,472人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応（表 56）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 35.4%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 17.3%、「やむを得ない事由等による措置」が 16.2%、「（上記以外の）住まい・施設等の利用」が 12.1%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 752 人のうち 435 人（57.8%）において面会を制限する措置が行われていた。

表 56 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	1,642	35.4
やむを得ない事由等による措置	752	16.2
うち、面会の制限を行った事例	(435)	(57.8)
緊急一時保護	468	10.1
医療機関への一時入院	804	17.3
上記以外の住まい・施設等の利用	560	12.1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	216	4.7
その他	202	4.3
合計	4,644	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 57)

分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 59.6%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 27.6%であった。

※「経過観察(見守り)」は、3,110 件(24.0%)

表 57 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	人数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	7,712	59.6
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	419	3.2
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	974	7.5
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,580	27.6
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	653	5.0
その他	1,962	15.2

(注)割合は、分離していない事例における被虐待高齢者12,948人に対するもの。

複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者12,948人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応 (表 58)

権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 975 人(うち令和 6 年度内に利用開始済が 746 人)、「利用手続き中」が 752 人であった。また、令和 6 年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった 1,498 人のうち、市町村長申立の事例は 1,054 人(70.4%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 254 人であり、うち成年後見制度利用手続き中は 27 人であった。

表 58 成年後見制度の利用状況

	人数
調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済	229
調査対象年度内に成年後見制度利用開始済	746
成年後見制度利用手続き中	752

オ. 養護者支援（表 59）

養護者支援の取組内容については、「養護者への相談・助言」が 65.5%と最も多く、次いで「養護者への定期的な声掛け、ねざらい等による関係性の構築・維持づくり」が 59.7%、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が 59.5%、であった。

表 59 養護者支援の取組内容（複数回答）

	人数	割合(%)
養護者への定期的な声掛け、ねざらい等による関係性の構築・維持づくり	14,564	59.7
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	14,502	59.5
他部署多機関等との連携による支援チームの形成	11,511	47.2
養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	9,995	41.0
養護者への相談・助言	15,968	65.5
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	7,779	31.9
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	10,350	42.4
定期的な訪問によるモニタリング	11,696	48.0
養護者支援の終結の判断	6,422	26.3
その他	795	3.3

(注)割合は、令和5年度以前に虐待と判断して令和6年度に対応した6,914人を含む被虐待高齢者24,386人に対するもの。

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 死亡原因及び被害者数（表 60）

「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 8 人、「養護者による被養護者の殺人」が 7 人、「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死」が 4 人、「心中(養護者、被養護者とも死亡)」及び「心中未遂(養護者生存、被養護者死亡)」が各 1 人、「その他」3 人、「不明」2 人であった。

表 60 死亡原因

	人数
養護者による被養護者の殺人(心中未遂を除く)	7
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	4
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	8
心中(養護者、被養護者とも死亡)	1
心中未遂(養護者生存、被養護者死亡)	1
その他	3
不明	2
合計	26

イ. 加害者の性別及び続柄（表 61）

加害者の性別は「男性」19 人(73.1%)、「女性」7 人(26.9%)であり、続柄は、「息子」が 13 人(50.0%)、「娘」が 6 人(23.1%)、「夫」が 5 人(19.2%)、「その他」が 2 人(7.7%)であった。

表 61 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	5	0	13	6	0	2	26
割合(%)	19.2	0.0	50.0	23.1	0.0	7.7	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 62）

被害者の性別は「男性」が 6 人（23.1%）、「女性」が 20 人（76.9%）であった。年齢は、「80～84 歳」が 9 人（34.6%）、「90 歳以上」が 8 人（30.8%）、「85～89 歳」が 5 人（19.2%）、「75～79 歳」2 人（7.7%）、「70～74 歳」「65～69 歳」がそれぞれが 1 人（3.8%）であった。

表 62 被害者（被養護者）の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	1	1	2	9	5	8	26
割合(%)	3.8	3.8	7.7	34.6	19.2	30.8	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 63）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 10 人（38.5%）、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 2 人（7.7%）、「過去も含めて受けていない」が 14 人（53.8%）、「不明」が 0 人（0.0%）であった。

表 63 介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護保険サービスを受けている	10	38.5
過去に受けていたが事件時点では受けていない	2	7.7
過去も含めて受けていない	14	53.8
不明	0	0.0
合計	26	100.0

オ. 事案の事後検証及び再発防止策の実施状況（表 64、表 65）

発生した死亡事案のうち、事後検証・振り返り作業を何らかの形で実施したのは 20 件（76.9%）、実施していない（未定及び不明を含む）のは 6 件（23.1%）であった。

また、再発防止策を実施したのは 10 件（38.5%）、現在計画中は 7 件（26.9%）であった。

表 64 事案の事後検証

	人数	割合(%)
実施した(予定を含む)	20	76.9
実施していない	6	23.1
合計	26	100.0

(注)「実施した(予定を含む)」には事後検証もしくは振り返りを何らかの形で実施したものが含まれる。

表 65 再発防止策の実施

	件数	割合(%)
実施した	10	38.5
現在計画中	7	26.9
実施していない	9	34.6
合計	26	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和6年度末の状況を調査した（表66）。

実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が92.7%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」及び「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が91.3%、「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が87.9%、「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」が87.8%「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化」が84.0%、と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が55.2%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が55.7%と半数強にとどまっている。また「終結した虐待事案の事後検証」については46.9%と半数を下回っていた。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は60.3%にとどまっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が83.6%と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が8.0%、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が25.6%など、実施率が低い項目が多かった。

今回の調査では、第9期介護保険事業（支援）計画基本指針での言及を踏まえて、「高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開」の程度について新たに回答を求めた（表66-2）。その結果、「実施できている」が104市町村（6.0%）、「ある程度実施できている」が277市町村（15.9%）、「あまり実施できていない」が788市町村（45.3%）、「実施できていない」が572市町村（32.9%）であった。

表 66 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和6年度末現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

		実施済	未実施	RO5実施済
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	1,530 87.9	211 12.1	1,495 85.9
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	1,323 76.0	418 24.0	1,239 71.2
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	1,156 66.4	585 33.6	1,110 63.8
	居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	1,254 72.0	487 28.0	1,199 68.9
	介護保険施設へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	1,096 63.0	645 37.0	1,052 60.4
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,528 87.8	213 12.2	1,495 85.9
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,360 78.1	381 21.9	1,360 78.1
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	969 55.7	772 44.3	926 53.2
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	961 55.2	780 44.8	920 52.8
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,589 91.3	152 8.7	1,562 89.7
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	1,340 77.0	401 23.0	1,260 72.4
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,096 63.0	645 37.0	1,091 62.7
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,367 78.5	374 21.5	1,348 77.4
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,462 84.0	279 16.0	1,441 82.8
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	1,050 60.3	691 39.7	1,013 58.2
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,614 92.7	127 7.3	1,606 92.2
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,589 91.3	152 8.7	1,579 90.7
	終結した虐待事案の事後検証	816 46.9	925 53.1	805 46.2
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	578 33.2	1,163 66.8	545 31.3
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	446 25.6	1,295 74.4	424 24.4
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	910 52.3	831 47.7	870 50.0
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	140 8.0	1,601 92.0	139 8.0
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	839 48.2	902 51.8	766 44.0
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,202 69.0	539 31.0	1,139 65.4
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	1,455 83.6	286 16.4	1,424 81.8
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	950 54.6	791 45.4	903 51.9

表 66-2 市町村における高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開

高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開 (市町村)		実施できている	ある程度実施できている	あまり実施できていない	実施できていない
	市町村数 割合(%)	104 6.0	277 15.9	788 45.3	572 32.9

(参考) 実施状況について

広報・普及啓発	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブック、ポケットティッシュなどに掲載・(全戸)配布、ホームページへの掲載、ケーブルテレビ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、事例検討会、マニュアル研修、関係機関ネットワーク会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修、弁護士相談会など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、パネル展、児童や障害者を含む虐待防止キャンペーン、住民向けの教室・出前講座、認知症カフェなど様々な方法で周知
	④居宅介護サービス事業者への法の周知 集団指導、地域ケア会議、権利擁護研修や出前講座等で周知、事業者連絡会と連携、研修動画の配信
	⑤介護保険施設への法の周知 集団指導、地域ケア会議、権利擁護研修や出前講座等で周知、事業者連絡会と連携、DVD・研修動画
	⑥対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルや指針、フロー図等を作成・更新、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
ネットワーク構築	⑦「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や福祉相談員、地域包括支援センター、ボランティア、警察、消防、企業等と連携したネットワークの運営(名称や開催頻度は市町村により様々)、民間企業や団体等との見守り協定、認知症高齢者 SOS ネットワーク、災害時対応見守りネットワーク等の活用
	⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、地域ケア会議等既存資源の活用
	⑨「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、障害・児童・DV を含めた虐待防止連絡協議会、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)、権利擁護支援体制の構築等
行政機関連携	⑩成年後見制度の首長申出のための体制強化 相談体制の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の要綱見直し、マニュアル等の作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
	⑪地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 中核機関による定期的ネットワーク会議開催、必要時に連携して対応、広域圏域での設置に向け検討
	⑫警察署担当者との協議 虐待防止ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に行うなど
	⑬居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催、緊急ショート・シェルター事業の活用
	⑭生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化 DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護・生活困窮担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築、重層的支援体制整備事業の活用による連携強化
	⑮保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 権利擁護推進協議会など関係部署等と調整・連携するための会議開催、事例を通じた協力関係の構築
相談・支援	⑯虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関・専門職と連携・協力を得てモニタリング実施。重層的支援体制整備事業と連携し世帯課題として対応
	⑰居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 早期発見チェックリスト、民生委員等による個別訪問、生活支援体制整備事業や介護予防把握事業の活用、セルフネグレクト、サービス拒否者に対する定期訪問とサービス導入支援、認知症初期集中支援チームによる対応、担当するケアマネジャーへの支援策の実施
	⑱終結した虐待事案の事後検証 虐待対応評価会議、ケア会議等で対応や終結後の検証を実施、総合相談でその後の状況を検証し必要に応じてフォロー、自治体内包括で毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和6年度の状況を調査した（表 67）。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業（同様事業の独自実施を含む）の実施状況をみると、「市町村への支援（市町村職員等の対応力強化研修）」は 44 都道府県（93.6%）で、「市町村への支援（福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置）」は 38 都道府県（80.9%）で実施されていた。一方、「市町村への支援（虐待の再発防止・未然防止策等検証会議）」（実施済み 7 都道府県）、「市町村への支援（指導等体制強化）」（実施済み 8 都道府県）、「市町村への支援（虐待対応実務者会議の開催）」（実施済み 13 都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣）」（実施済み 14 都道府県）、「介護施設・サービス事業所への支援（身体拘束ゼロ作戦推進会議または類する会議等の開催）」（実施済み 14 都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（シンポジウム等の開催）」（実施済み 16 都道府県）、「地域住民への普及啓発・養護者への支援（制度等に関するリーフレット等の作成）」（実施済み 16 都道府県）などを実施している都道府県は限られていた。

それ以外の部分では、「管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）」は 46 都道府県（97.9%）で、「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は 45 都道府県（95.7%）で実施されていた。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は 47 都道府県（100%）で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は 45 都道府県（95.7%）、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は 42 都道府県（89.4%）で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）」（実施済み 20 都道府県）は半数を下回っていた。

今回の調査では、第9期介護保険事業（支援）計画基本指針での言及を踏まえて、「高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開」の程度について新たに回答を求めた（表 67-2）。その結果、「実施できている」が 1 都道府県、「ある程度実施できている」が 10 都道府県、「あまり実施できていない」が 24 都道府県、「実施できていない」が 12 都道府県であった。

表 67 都道府県における体制整備等に関する状況

(上:都道府県数、下:割合(%))

		実施済	未実施	R05実施済
※同様の事業を独自に実施している場合を含む 高齢者権利擁護等推進事業関連	介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議または類する会議等の開催)	14 29.8	33 70.2	15 31.9
	介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「介護施設・サービス事業従事者向け研修」、もしくはこれに類する研修)	37 78.7	10 21.3	35 74.5
	介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修)	18 38.3	29 61.7	16 34.0
	介護施設・サービス事業所への支援(看護職員研修、もしくはこれに類する研修)	29 61.7	18 38.3	30 63.8
	市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)	38 80.9	9 19.1	37 78.7
	市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)	44 93.6	3 6.4	44 93.6
	市町村への支援(虐待対応実務者会議の開催)	13 27.7	34 72.3	14 29.8
	市町村への支援(虐待の再発防止・未然防止策等検証会議)	7 14.9	40 85.1	6 12.8
	市町村への支援(指導等体制強化)	8 17.0	39 83.0	9 19.1
	市町村への支援(ネットワーク構築等支援)	20 42.6	27 57.4	19 40.4
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)	16 34.0	31 66.0	16 34.0
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(制度等に関するリーフレット等の作成)	16 34.0	31 66.0	19 40.4
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)	14 29.8	33 70.2	13 27.7
上記事業以外の独自の取組	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)	46 97.9	1 2.1	45 95.7
	市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	45 95.7	2 4.3	44 93.6
住民・サービス利用者	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	20 42.6	27 57.4	23 48.9
に施設・サービス事業者等	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	35 74.5	12 25.5	32 68.1
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	29 61.7	18 38.3	28 59.6
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	33 70.2	14 29.8	32 68.1
市町村支援としての取組	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援	31 66.0	16 34.0	29 61.7
	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催	42 89.4	5 10.6	41 87.2
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有	47 100.0	0 0.0	47 100.0
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議	45 95.7	2 4.3	44 93.6
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村担当者が医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	37 78.7	10 21.3	36 76.6

表 67-2 都道府県における高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開

高齢者虐待防止施策全体に関するPDCAサイクルの展開 (都道府県)	都道府県数 割合(%)	実施できている	ある程度実施できている	あまり実施できていない	実施できていない
		1 2.1	10 21.3	24 51.1	12 25.5

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(表 15 補完参考) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別 (過去3年間分)

		特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
							住宅型	介護付き									
令和6年度	件数 割合(%)	352 28.9	108 8.9	10 0.8	181 14.8	346 28.4	(207) (17.0)	(139) (11.4)	35 2.9	6 0.5	15 1.2	45 3.7	49 4.0	48 3.9	6 0.5	19 1.6	1,220 100.0
令和5年度	件数 割合(%)	352 31.3	114 10.2	5 0.4	156 13.9	315 28.0	(188) (16.7)	(127) (11.3)	25 2.2	5 0.4	10 0.9	44 3.9	35 3.1	40 3.6	9 0.8	13 1.2	1,123 100.0
令和4年度	件数 割合(%)	274 32.0	90 10.5	5 0.6	102 11.9	221 25.8	(112) (13.1)	(109) (12.7)	20 2.3	4 0.5	14 1.6	38 4.4	30 3.5	32 3.7	6 0.7	20 2.3	856 100.0

(注)表15を補完するものとして作成。

表 68 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／Ⅰ (n=148)	人数	42	18	55	11	52
	割合(%)	28.4	12.2	37.2	7.4	35.1
Ⅱ (n=350)	人数	153	83	151	11	44
	割合(%)	43.7	23.7	43.1	3.1	12.6
Ⅲ (n=613)	人数	368	157	158	23	25
	割合(%)	60.0	25.6	25.8	3.8	4.1
Ⅳ／M (n=282)	人数	177	82	51	7	6
	割合(%)	62.8	29.1	18.1	2.5	2.1
合計 (n=1,393)	人数	740	340	415	52	127
	割合(%)	53.1	24.4	29.8	3.7	9.1

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 69 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
なし／自立／Ⅰ	人数	28	64	4	3	99
	割合(%)	28.3	64.6	4.0	3.0	100.0
Ⅱ	人数	113	85	10	15	223
	割合(%)	50.7	38.1	4.5	6.7	100.0
Ⅲ	人数	190	194	18	8	410
	割合(%)	46.3	47.3	4.4	2.0	100.0
Ⅳ／M	人数	99	96	10	4	209
	割合(%)	47.4	45.9	4.8	1.9	100.0
合計	人数	430	439	42	30	941
	割合(%)	45.7	46.7	4.5	3.2	100.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 70 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／要支援／要介護1 (n=179)	人数	55	22	52	12	60
	割合(%)	30.7	12.3	29.1	6.7	33.5
要介護2 (n=209)	人数	105	35	84	8	29
	割合(%)	50.2	16.7	40.2	3.8	13.9
要介護3 (n=465)	人数	255	121	158	14	29
	割合(%)	54.8	26.0	34.0	3.0	6.2
要介護4 (n=614)	人数	339	173	162	16	34
	割合(%)	55.2	28.2	26.4	2.6	5.5
要介護5 (n=494)	人数	283	164	90	9	22
	割合(%)	57.3	33.2	18.2	1.8	4.5
合計 (n=1,961)	人数	1,037	515	546	59	174
	割合(%)	52.9	26.3	27.8	3.0	8.9

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 71 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／J (n=81)	人数	26	11	21	4	35
	割合(%)	32.1	13.6	25.9	4.9	43.2
A (n=384)	人数	186	91	133	13	48
	割合(%)	48.4	23.7	34.6	3.4	12.5
B (n=593)	人数	330	160	179	21	29
	割合(%)	55.6	27.0	30.2	3.5	4.9
C (n=210)	人数	110	69	55	5	5
	割合(%)	52.4	32.9	26.2	2.4	2.4
合計 (n=1,268)	人数	652	331	388	43	117
	割合(%)	51.4	26.1	30.6	3.4	9.2

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 72 施設種別ごとの虐待種別の関係（被虐待者ごと）

施設種別		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険施設 (n=883)	人数	494	257	244	24	12
	割合(%)	55.9	29.1	27.6	2.7	1.4
GH・小規模多機能 (n=329)	人数	180	58	128	17	25
	割合(%)	54.7	17.6	38.9	5.2	7.6
その他入所系 (n=881)	人数	404	245	207	22	166
	割合(%)	45.9	27.8	23.5	2.5	18.8
居宅系 (n=122)	人数	52	11	31	13	28
	割合(%)	42.6	9.0	25.4	10.7	23.0
その他 (n=33)	人数	19	6	12	0	1
	割合(%)	57.6	18.2	36.4	0.0	3.0
合計 (n=2,248)	人数	1,149	577	622	76	232
	割合(%)	51.1	25.7	27.7	3.4	10.3

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 72-2 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細）（被虐待者ごと）

		被虐待 高齢者数	虐待種別					虐待に該当す る身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	人数	697	368	232	164	19	11	117
	割合(%)	100.0	52.8	33.3	23.5	2.7	1.6	16.8
介護老人保健施設	人数	161	109	19	69	4	1	42
	割合(%)	100.0	67.7	11.8	42.9	2.5	0.6	26.1
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	25	17	6	11	1	0	5
	割合(%)	100.0	68.0	24.0	44.0	4.0	0.0	20.0
認知症対応型共同生活介護	人数	284	157	52	117	16	17	71
	割合(%)	100.0	55.3	18.3	41.2	5.6	6.0	25.0
有料老人ホーム	人数	707	358	235	181	16	69	191
	割合(%)	100.0	50.6	33.2	25.6	2.3	9.8	27.0
(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(425)	(265)	(144)	(94)	(14)	(29)	(169)
	割合(%)	(100.0)	(62.4)	(33.9)	(22.1)	(3.3)	(6.8)	(39.8)
(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(282)	(93)	(91)	(87)	(2)	(40)	(22)
	割合(%)	(100.0)	(33.0)	(32.3)	(30.9)	(0.7)	(14.2)	(7.8)
小規模多機能型居宅介護等	人数	45	23	6	11	1	8	10
	割合(%)	100.0	51.1	13.3	24.4	2.2	17.8	22.2
軽費老人ホーム	人数	15	3	2	7	1	3	1
	割合(%)	100.0	20.0	13.3	46.7	6.7	20.0	6.7
養護老人ホーム	人数	116	13	2	9	4	92	7
	割合(%)	100.0	11.2	1.7	7.8	3.4	79.3	6.0
短期入所施設	人数	43	30	6	10	1	2	11
	割合(%)	100.0	69.8	14.0	23.3	2.3	4.7	25.6
訪問介護等	人数	52	22	9	14	1	15	10
	割合(%)	100.0	42.3	17.3	26.9	1.9	28.8	19.2
通所介護等	人数	64	29	2	15	12	10	14
	割合(%)	100.0	45.3	3.1	23.4	18.8	15.6	21.9
居宅介護支援等	人数	6	1	0	2	0	3	1
	割合(%)	100.0	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0	16.7
その他	人数	33	19	6	12	0	1	15
	割合(%)	100.0	57.6	18.2	36.4	0.0	3.0	45.5
合計	人数	2,248	1,149	577	622	76	232	495
	割合(%)	100.0	51.1	25.7	27.7	3.4	10.3	22.0

(注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 72-3 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細・虐待判断件数ごと）

		虐待判断 件数	虐待種別					虐待に該当する 身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	件数	332	234	52	118	18	5	62
	割合(%)	100.0	70.5	15.7	35.5	5.4	1.5	18.7
介護老人保健施設	件数	102	65	17	41	4	1	14
	割合(%)	100.0	63.7	16.7	40.2	3.9	1.0	13.7
介護療養型医療施設(介護医療院)	件数	10	7	5	4	1	0	2
	割合(%)	100.0	70.0	50.0	40.0	10.0	0.0	20.0
認知症対応型共同生活介護	件数	166	116	32	70	7	2	48
	割合(%)	100.0	69.9	19.3	42.2	4.2	1.2	28.9
有料老人ホーム	件数	329	196	75	107	14	30	85
	割合(%)	100.0	59.6	22.8	32.5	4.3	9.1	25.8
(内数)住宅型有料老人ホーム	件数	(196)	(131)	(42)	(56)	(12)	(16)	(71)
	割合(%)	(100.0)	(66.8)	(21.4)	(28.6)	(6.1)	(8.2)	(36.2)
(内数)介護付き有料老人ホーム	件数	(133)	(65)	(33)	(51)	(2)	(14)	(14)
	割合(%)	(100.0)	(48.9)	(24.8)	(38.3)	(1.5)	(10.5)	(10.5)
小規模多機能型居宅介護等	件数	34	17	6	11	1	4	7
	割合(%)	100.0	50.0	17.6	32.4	2.9	11.8	20.6
軽費老人ホーム	件数	6	3	1	2	1	1	1
	割合(%)	100.0	50.0	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7
養護老人ホーム	件数	15	8	2	8	2	1	3
	割合(%)	100.0	53.3	13.3	53.3	13.3	6.7	20.0
短期入所施設	件数	43	30	6	10	1	2	11
	割合(%)	100.0	69.8	14.0	23.3	2.3	4.7	25.6
訪問介護等	件数	48	19	9	13	1	15	8
	割合(%)	100.0	39.6	18.8	27.1	2.1	31.3	16.7
通所介護等	件数	47	21	2	11	10	9	7
	割合(%)	100.0	44.7	4.3	23.4	21.3	19.1	14.9
居宅介護支援等	件数	6	1	0	2	0	3	1
	割合(%)	100.0	16.7	0.0	33.3	0.0	50.0	16.7
その他	件数	18	11	3	6	0	1	9
	割合(%)	100.0	61.1	16.7	33.3	0.0	5.6	50.0
合計	件数	1,156	728	210	403	60	74	258
	割合(%)	100.0	63.0	18.2	34.9	5.2	6.4	22.3

(注)虐待判断件数 1,220 件のうち、被虐待高齢者が特定できなかった 64 件を除く 1,156 件に対する集計。施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 73 施設種別ごとの虐待の程度（深刻度）

施設種別		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
介護保険施設	人数	290	258	14	5	567
	割合(%)	51.1	45.5	2.5	0.9	100.0
GH・小規模多機能	人数	110	63	6	7	186
	割合(%)	59.1	33.9	3.2	3.8	100.0
その他入所系	人数	198	277	55	20	550
	割合(%)	36.0	50.4	10.0	3.6	100.0
居宅系	人数	48	30	4	0	82
	割合(%)	58.5	36.6	4.9	0.0	100.0
その他	人数	10	5	0	0	15
	割合(%)	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0
合計	人数	656	633	79	32	1,400
	割合(%)	46.9	45.2	5.6	2.3	100.0

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

表 74 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	その他 または不明	合計
本調査での虐待者	人数	754	614	41	1,409
	割合(%)	53.5	43.6	2.9	100.0
介護従事者	人数	5,031	16,030	264	21,325
	割合(%)	23.6	75.2	1.2	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和6年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』による。

表 75 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	総計
男性	人数	87	176	138	184	585
	割合(%)	14.9	30.1	23.6	31.5	100.0
女性	人数	48	76	84	226	434
	割合(%)	11.1	17.5	19.4	52.1	100.0
合計	人数	135	252	222	410	1,019
	割合(%)	13.2	24.7	21.8	40.2	100.0

(注)年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	総計
男性	割合(%)	10.1	26.7	32.4	30.9	100.0
女性	割合(%)	5.1	13.1	27.7	54.1	100.0

(注)介護労働安定センター『令和6年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』による。
年齢、性別は「不明」を除く。

表 76 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、施設長、経営者等割合 (%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・開設者	その他 不明		
特別養護老人ホーム	430	389	15	3	4	0	19	90.5	1.6
介護老人保健施設	127	107	16	1	0	1	2	84.3	1.6
介護療養型医療施設・介護医療院	45	29	14	2	0	0	0	64.4	4.4
認知症対応型共同生活介護	194	173	1	5	7	1	7	89.2	6.7
有料老人ホーム	354	266	30	12	21	8	17	75.1	11.6
(内数)住宅型有料老人ホーム	(209)	(151)	(15)	(12)	(14)	(8)	(9)	(72.2)	(16.3)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(145)	(115)	(15)	(0)	(7)	(0)	(8)	(79.3)	(4.8)
小規模多機能型居宅介護等	33	21	8	3	0	1	0	63.6	12.1
軽費老人ホーム	6	5	0	0	1	0	0	83.3	16.7
養護老人ホーム	17	15	0	0	0	0	2	88.2	0.0
短期入所施設	58	53	1	0	0	0	4	91.4	0.0
訪問介護等	66	39	22	1	0	0	4	59.1	1.5
通所介護等	49	31	3	4	3	1	7	63.3	16.3
居宅介護支援等	5	2	0	1	0	0	2	40.0	20.0
その他	25	15	2	2	1	2	3	60.0	20.0
合計	1,409	1,145	112	34	37	14	67	81.3	6.0

(注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待

(表 34 補完参考) 相談・通報者(複数回答)の推移

	相談・通報者数																		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
介護支援専門員	7,558	8,417	9,493	10,346	10,985	10,858	8,507	8,795	8,637	8,700	8,995	9,163	9,911	10,119	9,760	9,681	10,187	10,607	10,756
介護保険事業所職員							1,583	1,810	1,824	1,912	2,015	2,117	2,146	2,238	1,938	2,109	2,203	2,512	2,525
医療機関従事者							1,308	1,412	1,489	1,472	1,486	1,611	1,761	1,764	1,673	1,685	1,665	1,767	1,993
(介護支援専門員、介護保険事業所職員、医療機関従事者 計)	(7,558)	(8,417)	(9,493)	(10,346)	(10,985)	(10,858)	(11,398)	(12,017)	(11,950)	(12,084)	(12,496)	(12,891)	(13,818)	(14,121)	(13,371)	(13,475)	(14,055)	(14,886)	(15,274)
近隣住民・知人	1,004	1,102	1,167	1,318	1,395	1,398	1,354	1,321	1,325	1,128	1,116	1,168	1,125	1,156	1,265	1,248	1,239	1,252	1,168
民生委員	1,684	1,701	1,758	1,856	1,687	1,633	1,459	1,252	1,210	1,050	879	877	797	736	684	656	589	593	564
(近隣住民・知人、民生委員 計)	(2,688)	(2,803)	(2,925)	(3,174)	(3,082)	(3,031)	(2,813)	(2,573)	(2,535)	(2,178)	(1,995)	(2,045)	(1,922)	(1,892)	(1,949)	(1,904)	(1,828)	(1,845)	(1,732)
被虐待者本人	2,231	2,514	2,559	2,728	2,713	2,833	2,610	2,603	2,573	2,329	2,317	2,364	2,349	2,424	2,427	2,266	2,275	2,327	2,321
家族・親族	2,464	2,548	2,882	2,908	3,180	3,136	3,158	3,245	2,982	3,025	2,768	2,971	2,944	2,895	3,127	3,095	3,035	3,209	3,114
虐待者自身	270	287	331	417	393	387	486	457	497	452	435	506	569	483	546	569	602	621	601
(被虐待者本人、家族・親族、虐待者自身 計)	(4,965)	(5,349)	(5,772)	(6,053)	(6,286)	(6,356)	(6,254)	(6,305)	(6,052)	(5,806)	(5,520)	(5,841)	(5,862)	(5,802)	(6,100)	(5,930)	(5,912)	(6,157)	(6,036)
当該市町村行政職員	1,306	1,518	1,692	1,679	1,806	1,844	1,776	2,096	1,953	2,131	1,957	1,988	2,127	2,160	2,288	2,055	2,137	2,165	2,029
警察	1,247	1,415	1,470	1,734	2,122	2,408	2,812	3,488	4,382	5,174	6,438	7,499	8,625	10,007	11,978	12,695	13,834	14,682	15,709
その他	1,839	2,058	1,938	2,041	2,468	2,645	1,427	1,596	1,824	1,961	2,062	2,260	2,470	2,703	2,666	2,729	2,846	3,064	3,277
不明(匿名を含む)	229	144	176	113	132	139	82	69	49	62	58	49	43	45	50	62	66	51	50
合計	19,832	21,704	23,466	25,140	26,881	27,281	26,562	28,144	28,745	29,396	30,526	32,573	34,867	36,730	38,402	38,850	40,678	42,850	44,107

(注)表 34 を補完するものとして作成。

表 77 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=815)	人数	559	78	391	2	117
	割合(%)	68.6	9.6	48.0	0.2	14.4
要支援2 (n=971)	人数	637	112	452	5	154
	割合(%)	65.6	11.5	46.5	0.5	15.9
要介護1 (n=3,395)	人数	2,272	618	1,294	7	506
	割合(%)	66.9	18.2	38.1	0.2	14.9
要介護2 (n=2,699)	人数	1,713	583	1,017	6	419
	割合(%)	63.5	21.6	37.7	0.2	15.5
要介護3 (n=2,381)	人数	1,476	637	750	8	421
	割合(%)	62.0	26.8	31.5	0.3	17.7
要介護4 (n=1,633)	人数	926	449	419	7	375
	割合(%)	56.7	27.5	25.7	0.4	23.0
要介護5 (n=923)	人数	521	282	188	9	218
	割合(%)	56.4	30.6	20.4	1.0	23.6
合計 (N=12,817)	人数	8,104	2,759	4,511	44	2,210
	割合(%)	63.2	21.5	35.2	0.3	17.2

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明分を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 78 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
要支援1	人数	249	226	72	38	585
	割合(%)	42.6	38.6	12.3	6.5	100.0
要支援2	人数	309	228	101	32	670
	割合(%)	46.1	34.0	15.1	4.8	100.0
要介護1	人数	1,057	924	381	123	2,485
	割合(%)	42.5	37.2	15.3	4.9	100.0
要介護2	人数	805	775	287	100	1,967
	割合(%)	40.9	39.4	14.6	5.1	100.0
要介護3	人数	649	711	306	88	1,754
	割合(%)	37.0	40.5	17.4	5.0	100.0
要介護4	人数	447	424	238	83	1,192
	割合(%)	37.5	35.6	20.0	7.0	100.0
要介護5	人数	230	261	137	56	684
	割合(%)	33.6	38.2	20.0	8.2	100.0
合計	人数	3,746	3,549	1,522	520	9,337
	割合(%)	40.1	38.0	16.3	5.6	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者から要介護度不明分を除く。

表 79 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=4,610)	人数	3,074	673	1,972	24	637
	割合(%)	66.7	14.6	42.8	0.5	13.8
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,016)	人数	1,945	448	1,377	14	489
	割合(%)	64.5	14.9	45.7	0.5	16.2
認知症自立度Ⅱ (n=4,705)	人数	3,033	979	1,695	10	782
	割合(%)	64.5	20.8	36.0	0.2	16.6
認知症自立度Ⅲ以上(n=4,326)	人数	2,698	1,159	1,192	19	757
	割合(%)	62.4	26.8	27.6	0.4	17.5
合計 (N=16,657)	人数	10,750	3,259	6,236	67	2,665
	割合(%)	64.5	19.6	37.4	0.4	16.0

(注)介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 80 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,301	1,098	546	290	3,235
	割合(%)	40.2	33.9	16.9	9.0	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数	942	829	336	113	2,220
	割合(%)	42.4	37.3	15.1	5.1	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数	1,400	1,284	559	177	3,420
	割合(%)	40.9	37.5	16.3	5.2	100.0
認知症自立度Ⅲ以上	人数	1,206	1,268	555	189	3,218
	割合(%)	37.5	39.4	17.2	5.9	100.0
合計	人数	4,849	4,479	1,996	769	12,093
	割合(%)	40.1	37.0	16.5	6.4	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 81 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)			虐待種別				
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=500)	人数		368	61	202	2	69
	割合(%)		73.6	12.2	40.4	0.4	13.8
J (n=2,548)	人数		1,686	379	1,060	6	387
	割合(%)		66.2	14.9	41.6	0.2	15.2
A (n=5,398)	人数		3,576	1,089	2,001	19	783
	割合(%)		66.2	20.2	37.1	0.4	14.5
B (n=2,698)	人数		1,620	715	820	12	545
	割合(%)		60.0	26.5	30.4	0.4	20.2
C (n=941)	人数		453	353	189	4	260
	割合(%)		48.1	37.5	20.1	0.4	27.6
合計 (N=12,085)	人数		7,703	2,597	4,272	43	2,044
	割合(%)		63.7	21.5	35.3	0.4	16.9

(注)日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 82 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)			虐待の程度(深刻度)				合計
			1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
自立	人数		165	139	40	15	359
	割合(%)		46.0	38.7	11.1	4.2	100.0
J	人数		824	704	268	85	1,881
	割合(%)		43.8	37.4	14.2	4.5	100.0
A	人数		1,597	1,574	606	176	3,953
	割合(%)		40.4	39.8	15.3	4.5	100.0
B	人数		746	733	363	145	1,987
	割合(%)		37.5	36.9	18.3	7.3	100.0
C	人数		213	234	178	62	687
	割合(%)		31.0	34.1	25.9	9.0	100.0
合計	人数		3,545	3,384	1,455	483	8,867
	割合(%)		40.0	38.2	16.4	5.4	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースを除く。

表 83 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

		介護 専門 員	介護 保険 事業 所 職員	医療 従事 者	近 隣 住 民 ・ 知 人	民 生 委 員	被 虐 待 者	家 族 ・ 親 族	虐 待 者 自 身	当 該 市 町 村 行 政 職 員	警 察	そ の 他
介護保険サービスを受けている (n=10,493)	人数	6,005	1,309	391	245	97	295	506	153	353	909	814
	割合(%)	57.2	12.5	3.7	2.3	0.9	2.8	4.8	1.5	3.4	8.7	7.8
過去に受けていたが判断時点では受けていない (n=487)	人数	151	25	65	16	9	33	35	12	34	84	63
	割合(%)	31.0	5.1	13.3	3.3	1.8	6.8	7.2	2.5	7.0	17.2	12.9
過去も含めて受けていない (n=1,810)	人数	221	56	231	78	37	139	258	93	161	391	260
	割合(%)	12.2	3.1	12.8	4.3	2.0	7.7	14.3	5.1	8.9	21.6	14.4
合計 (n=12,790)	人数	6,377	1,390	687	339	143	467	799	258	548	1,384	1,137
	割合(%)	49.9	10.9	5.4	2.7	1.1	3.7	6.2	2.0	4.3	10.8	8.9

(注)要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表 84 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

		被虐待者の保護 として虐待者か らの分離を行っ た事例	被虐待者と虐待 者を分離してい ない事例	現在対応につい て検討・調整中の 事例	虐待判断時点で 既に分離状態の 事例(別居、入 院、入所等)	その他	総計
介護保険サービスを受けている	人数	2,361	5,982	213	1,743	194	10,493
	割合(%)	22.5	57.0	2.0	16.6	1.8	100.0
過去に受けていたが判断時点では受けていない	人数	134	175	10	160	8	487
	割合(%)	27.5	35.9	2.1	32.9	1.6	100.0
過去も含めて受けていない	人数	524	857	31	354	44	1,810
	割合(%)	29.0	47.3	1.7	19.6	2.4	100.0
合計	人数	3,019	7,014	254	2,257	246	12,790
	割合(%)	23.6	54.8	2.0	17.6	1.9	100.0

(注)要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 85 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係

介護保険サービスの利用		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
介護保険サービスを受けている	人数	3,140	2,990	1,186	393	7,709
	割合(%)	40.7	38.8	15.4	5.1	100.0
過去に受けていたが判断時点では受けていない	人数	97	121	90	34	342
	割合(%)	28.4	35.4	26.3	9.9	100.0
過去も含めて受けていない	人数	503	437	242	93	1,275
	割合(%)	39.5	34.3	19.0	7.3	100.0
合計	人数	3,740	3,548	1,518	520	9,326
	割合(%)	40.1	38.0	16.3	5.6	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 86 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数	3,073	978	38	11	0	4,100
	割合(%)	75.0	23.9	0.9	0.3	0.0	100.0
妻	人数	856	317	31	5	0	1,209
	割合(%)	70.8	26.2	2.6	0.4	0.0	100.0
息子	人数	3,396	2,059	1,012	50	4	6,521
	割合(%)	52.1	31.6	15.5	0.8	0.1	100.0
娘	人数	1,341	1,153	675	30	2	3,201
	割合(%)	41.9	36.0	21.1	0.9	0.1	100.0
息子の配偶者(嫁)	人数	10	182	36	5	0	233
	割合(%)	4.3	78.1	15.5	2.1	0.0	100.0
娘の配偶者(婿)	人数	0	112	23	1	0	136
	割合(%)	0.0	82.4	16.9	0.7	0.0	100.0
兄弟姉妹	人数	181	91	94	5	1	372
	割合(%)	48.7	24.5	25.3	1.3	0.3	100.0
孫	人数	75	212	73	1	0	361
	割合(%)	20.8	58.7	20.2	0.3	0.0	100.0
その他	人数	239	81	216	24	1	561
	割合(%)	42.6	14.4	38.5	4.3	0.2	100.0
不明	人数	2	1	0	0	0	3
	割合(%)	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
複数虐待者	人数	273	337	117	48	0	775
	割合(%)	35.2	43.5	15.1	6.2	0.0	100.0
合計	人数	9,446	5,523	2,315	180	8	17,472
	割合(%)	54.1	31.6	13.2	1.0	0.0	100.0

(注)虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者1人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 87 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢					
		40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
夫	人数	1	1	13	31	159	529
	割合(%)	0.0	0.0	0.3	0.7	3.8	12.5
妻	人数	2	16	62	66	100	228
	割合(%)	0.2	1.2	4.8	5.1	7.7	17.5
息子	人数	412	1,341	3,125	1,089	546	173
	割合(%)	5.8	18.8	43.9	15.3	7.7	2.4
娘	人数	200	683	1,496	542	237	67
	割合(%)	5.7	19.3	42.3	15.3	6.7	1.9
その他	人数	457	203	309	148	182	235
	割合(%)	21.3	9.5	14.4	6.9	8.5	11.0
合計	人数	1,072	2,244	5,005	1,876	1,224	1,232
	割合(%)	5.9	12.3	27.3	10.2	6.7	6.7

虐待者続柄		虐待者の年齢					合計
		75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	
夫	人数	1,057	1,224	871	277	53	4,216
	割合(%)	25.1	29.0	20.7	6.6	1.3	100.0
妻	人数	331	316	132	26	24	1,303
	割合(%)	25.4	24.3	10.1	2.0	1.8	100.0
息子	人数	36	7	1	0	389	7,119
	割合(%)	0.5	0.1	0.0	0.0	5.5	100.0
娘	人数	20	1	0	0	287	3,533
	割合(%)	0.6	0.0	0.0	0.0	8.1	100.0
その他	人数	207	104	60	20	216	2,141
	割合(%)	9.7	4.9	2.8	0.9	10.1	100.0
合計	人数	1,651	1,652	1,064	323	969	18,312
	割合(%)	9.0	9.0	5.8	1.8	5.3	100.0

表 88 市町村の体制整備取組状況と養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数

体制整備 取組数	市区町村数	高齢者人口10万人あたり	
		相談通報件数 平均値	虐待判断件数 平均値
0	7	0.0	0.0
1	6	0.0	0.0
2	11	26.6	5.6
3	12	36.7	18.3
4	20	44.8	20.3
5	38	38.1	17.3
6	31	107.9	68.2
7	41	43.9	20.4
8	70	69.3	31.7
9	76	62.7	31.1
10	79	73.8	30.7
11	107	72.3	31.2
12	137	93.3	37.6
13	146	81.7	36.5
14	172	98.8	46.6
15	167	100.1	45.9
16	166	92.8	37.8
17	219	114.0	50.0
18	236	109.0	51.0